

佐賀県の女学校沿革

— 明治期から昭和戦時期まで —

生馬 寛信

The History of Girls' schools (zyogakko) in Saga Prefecture
:From Meiji Era till World War II of Shōwa Era

Hironobu IKUMA

はじめに

明治から昭和23年(1948)まで、小学校を卒業した女子が学んだ学校は多種多様であった。制度が複雑であり、しかも同一学校の制度的位置づけが変化していった。短期間で廃校になった学校もある。高等女学校については、全国的な概括的な制度研究も個別実態的な研究も進んでおり⁽¹⁾、高等女学校が存在した当時の基礎資料や調査書が復刻されている⁽²⁾。佐賀県の女性教育史研究は他地域と比べて進んでいるとはいえ、高等女学校については、『佐賀県教育五拾年史中巻』⁽³⁾、『佐賀県教育史第四、第五巻』(資料編は第二・三巻)⁽⁴⁾、『さかの女性史』⁽⁵⁾、各個別高等学校史⁽⁶⁾などでもかなり詳しく叙述されている。しかし、その他の種類については、佐賀県内の存在が把握されていないものがある。法的な基準によらない各種学校は高等女学校や実業学校へ昇格した学校もあるが、各種学校のまま消えた学校がある。存在状況や変遷過程が総体的に把握されてはいない。戦前期の女性教育では、裁縫、手芸、料理、家事といった実業・実科教育は、高等女学校とは別の意味で地域の教育要求に適合していた。実業・実科女学校は高等女学校の単なる代替や傍系の教育機関ではなかった。各種学校も含めた存在状況や変遷過程の総体的把握が必要である。

小論は明治後期から昭和戦時期までの佐賀県内の女学校制度研究に向けて、次のことを行う。普通高等女学校、実科高等女学校、実業学校は、設置開校、制度や名称、設置者の変更、廃止など文部省の認可を必要とし、文部省告示で報知されるので、その告示をおさえる⁽⁷⁾。国立公文書館蔵、文部省公文書・昭和2年～昭和21年・佐賀県分の簿冊の『高等女学校設置廃止認可』と『職業学校設置廃止認可』⁽⁸⁾、各年の『佐賀県学事年報』『佐賀県統計書』、さらに全国的な文部省年報、高等女学校調査、実業学校調査⁽⁹⁾に記載の学校名で所在を確認しながら、各学校別の沿革を総体的・概略的に整理する⁽¹⁰⁾。小論は研究のごく基礎的な作業であるが、従来の佐賀県教育史では、この作業が欠けていた。なお、校名に「何々高等女学校」「女学校」としてなく、制度上は女学校といえない場合も多いが、小論では便宜上、小学校修了者の就学した学校を女学校として一括把握する。

一 節 佐賀県内女学校の種類

佐賀県内の女学校を5種類に分けておこう。

第一は、高等女学校令による高等女学校と実科高等女学校である。名・実ともに正格の女子中等教育学

校であり、県・市町村・組合・郡立・私立があった。

第二は、「実業学校令」による実業の女学校である。実業学校令の一環の「徒弟学校規程」によるもの、大正10年(1921)以後は「職業学校規程」や「商業学校規程」によるものがあった。

第三は、「実業補習学校規程」による女子実業補習学校で、これは夜間、季節などの定時制であった。これらは概ね町村立や組合立で、この種の学校の一部は後に高等女学校や実科高等女学校、実業女学校に昇格した。

第四には、各種学校のうち実科女学校と呼ばれたものがある。各種学校には佐賀県の各年統計書の掲載区分では「高等女学校二類スルモノ」「小学校二類スルモノ」「其他ノ類」があった。いずれも依拠すべき法的規程はない。高等女学校類としては、明治34年(1901)合併設立から明治42年に高等女学校になるまでの成美女学校がある。これは事実上高等女学校の概念で理解できる。「其ノ他」は該当がない。小学校類は町村立、組合立の実科女学校が該当する。実科女学校を第四タイプとしておこう。

第五は、「小学校二類スル」各種学校のうち、現在の専修学校的な裁縫や技芸、職業の学校である。

各種類の学校数・教員数・生徒数の推移は表の通りである。

以上の類別は各学校でみると固定したものではない。県内の女学校はほとんど、制度的に変化していくのである。

このような種類があったが、初等教育修了後の女子の正格教育機関は高等女学校だった。高等女学校に関する最初の法令は明治28(1896)年1月「高等女学校規程」であるが、日本の学校体系の中での法制的な地歩が確立したのは、明治32(1899)年2月7日勅令第31号で「高等女学校令」が公布されてからである。同令によると高等女学校は、「女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」ことを目的とし修業年限原則4カ年で土地の状況により1カ年の伸縮は可能、2カ年以内の補習科を置くことができる。入学資格は年齢12年以上で高等小学校第2学年の課程修了者又はこれと同等の学力を有する者とあったが、明治42年以後は尋常小学校が6カ年制に延長され尋常小学校からの入学となった。この高等女学校令の第2条では道府県の高等女学校設置を義務づけたので、明治32年から36年にかけて、各道府県で高等女学校が誕生することになった。明治43年10月「高等女学校令」の一部改正で、普通教科を主とする(普通)高等女学校に加えて、「主トシテ家政ニ関スル学科ヲ修メントスル者」を対象とした実科高等女学校が設置されることになった。

高等女学校の教育内容は、32年2月の文部省令「高等女学校ノ学科及其程度ニ関スル規則」で定められた。学科目は修身、国語、外国語、歴史、地理、数学、理科、家事、裁縫、習字、図画、音楽、体操、それに随意科目として、教育、漢文、手芸の一科目もしくは教科目を加えることができる。外国語はこれを欠き、また生徒の志望によってこれを課さなくてもよい。「高等普通教育」とあっても男子の中学校と比べて、普通教科の時間数も内容程度もかなり低い。「高等」とは、初等教育より高等という意味で理解されていた。普通高等女学校は国語、外国語、数学など男子中学校に準ずる普通教科を重視した。実科高等女学校は家事、裁縫を重視した。

明治34年創立の佐賀県立佐賀高等女学校は始めから高等女学校として発足したが、他の高等女学校は実科高等女学校や上記の第二～五類からの出発である。

佐賀県立佐賀高等女学校に先んじて、県内で小学校卒業者を対象とした女子教育が始まったのは、教員養成を除けば、明治24年に私立実習女学校が設立されて以後である。同校は永淵アサ(浅子)、江副ツナ(綱子)、柳原ハジメ(一女・結婚後豊増姓)らが起こした佐賀婦人矯会を母体とする。明治32年には家事や病気で実習女学校から退いていた永淵と豊増により私立佐賀女学校が開校した。両校は34年12月に合併して私立成美女学校となり、後には成美高等女学校に発展する。

小城高等女学校の場合は、「実業補習学校規程」小城女子実業補習学校から出発し、小学校類各種学校の小城女学校→「高等女学校令」小城実科高等女学校を経て、同令による普通高女の小城高等女学校となった。

唐津高等女学校と鹿島高等女学校は、明治32年2月勅令「実業学校令」の範囲の徒弟学校の種類として、それぞれ、唐津女学校と鹿島女学校から出発した。すなわち、明治37年3月文部省令「徒弟学校規程」第13条に「女子ニ刺繡、機織及其ノ他ノ職業ヲ授クル為ニ設クル所ノ女子職業学校ニシテ此ノ規程ニ依ルモノハ徒弟学校ノ種類トス」とあるのによる。両校とも女子に必須の智識及技芸を授けることを目的とし、高等女学校の規程に準じて科目を立てたが、女子職業学校なので裁縫、刺繡、編物、割烹等の実科に重きを置いた。両女学校は1、2年で、高等女学校令による高等女学校に発展した。以後は佐賀県内に「徒弟学校規程」によって設置された女学校はない。

大正10年(1921)1月13日、文部省令第3号「職業学校規程」が定められ、従来からの実業学校のほかに社会情勢に応じてその他の実業教育を行う学校として職業学校が設けられることになった⁽¹⁾。職業学校の修業年限は2年以上4年以下(第1条)、入学資格は「年齢十二年以上ニシテ学力尋常小学校卒業程度以上」(第2条)。毎週教授時数は24時間以上(第3条)。学科は「裁縫、手芸、割烹、写真、簿記、通信術、其ノ他特殊ノ職業ニ付之ヲ定ムヘシ」(第5条)とある。佐賀県に設置された女子の職業学校は、裁縫、割烹、手芸の学校であり、これに該当したのは、白石(高等)実業女学校、佐賀高等裁縫女学校、多久実業女学校、私立神陽高等実践女学校であった。

昭和18年(1943)1月21日、勅令第36号「中等学校令」公布により、中学校、高等女学校、実業学校は、中等教育機関として、中等学校令に一本化された。しかしそれぞれの学校の基本的性格は残った。高等女学校では、実科高等女学校は廃止されて高等女学校に統一されたが、実科高女の教育内容的な特性は存続した。高等女学校の修業年限は全て4年原則となった。中等学校令に沿って3月「高等女学校規程」が定められ、教科は基本教科と増加教科、修練によって構成されることになった。基本教科は国民科、理数科、家政科、体練科、芸能科で週計29時間、増加教科は家政科、実業科、外国語科で週計3時間、さらに必修の修練が週3時間ある。実業学校については同月「実業学校規程」が定められた。

太平洋戦争の激化によって中等学校は教育機能を停止していたが、終戦後、昭和20年(1945)9月になると学校が再開され、生徒たちも学校に戻ってきた。20年12月の「女子教育刷新要綱」で、男子と女子の中等学校で「教育内容の平準化」をなすとの方針が示されたが、高等女学校は存続した。男女中等学校が合わさって新制高等学校が発足するのは、昭和23年4月以降である。

なお、資料として、国立公文書館蔵「文部省文書」佐賀県学校設置廃止文書から、相知村立相知実科高等女学校と多久実業女学校の設置廃止関係文書の一部をあげる。両校とも地域住民の教育要求をうけて昭和初期に各種学校の実科女学校から中等程度の学校に昇格したが、昭和6～8年の農村不況、炭坑事業の縮小など地域経済の逼迫と入学者激減により維持困難に陥り、数年にして廃校となった。その後この地域に女子の中等教育機関が起ることはなかった。現在では存在したことさえも忘れられている。

注

- (1) 高等女学校研究会編『高等女学校の研究—制度的沿革と設立過程—』高等女学校資料集成別巻、大空社、1990。
- (2) 文部省普通学務局編『全国 高等女学校・実科高等女学校ニ関スル諸調査』明治35年6月～昭和13

- 年度、昭和15年10月（復刻、佐々木享監修 文部省教育統計・調査資料集成 大空社、1990）
- (3) 佐賀県教育会編纂『佐賀県教育五拾年史』中編 1927（復刻 芳文閣 1991）
- (4) 佐賀県教育史編さん委員会編『佐賀県教育史 第四、第五巻』（資料編は第二・三巻）
佐賀県、1989～92。明治期の高等女学校成立と展開について生馬が、第四巻の第四章第三節「(5) 高等女学校」を執筆。
- (5) 佐賀県女性と生涯学習財団・編『さかの女性史』佐賀新聞社、2001。女学校については、生馬が第二編第一章第一節「2. 女学校で学ぶ」を執筆。
- (6) 佐賀県立鹿島高等学校『赤門 鹿島高等学校創立六十周年記念会誌』1957。
佐賀県立小城高等学校『六十年志』、1965。
佐賀県立佐賀西高等学校創立百周年記念事業委員会『栄城 佐高創立百周年記念史誌』1977。
武雄高「七十年誌」編纂委員会編『七十年誌』記念事業委員会、1978。
旭学園九十年史編纂委員会『旭学園九十年史』学校法人旭学園、1986。
佐賀県立神埼高等学校『鶴友 創立七十周年記念誌』1998。
- (7) 文部省告示については次の目録による。
国立教育研究所教育史料センター『(日本近代教育百年史編集資料) 教育関係法令目録 明治編』1968。
『(教育研究振興会紀要第1集) 教育関係法令目録 大正編』教育研究振興会、1972。
阿部彰『教育関係法令目録並びに索引 昭和編1』（昭和元年～15年の法令収載）風間書房、1984。
阿部彰『同 上 昭和編2』（昭和16～20年の法令収載）、1986。
阿部彰『同 上 昭和編3』（昭和21～27年4月の法令収載）、1988。
- (8) 国立公文書館蔵・文部省公文書・佐賀県関係・文部省47 [3A・11-4・2141,2142]『自大正15年9月至昭和21年3月 高等女学校設置廃止認可』2冊。[3A・11-14・2775]『自昭和2年2月至昭和21年3月 職業学校設置廃止認可』。
- (9) 佐賀県『佐賀県学事年報』明治34年～明治38年（国立国会図書館蔵）
佐賀県『佐賀県統計書』（第二編・学事編）、明治39年～昭和13年度（マイクロフィルム版、明治・大正・昭和年間 府県統計書集成 雄松堂書店）。
前掲『全国 高等女学校・実科高等女学校ニ関スル諸調査』。
文部省実業学務局編『全国 実業学校ニ関スル諸調査』明治40年3月～昭和15年10月（復刻、佐々木享監修 文部省教育統計・調査資料集成 大空社、1989）
- (10) 各学校の沿革については、注前掲の『佐賀県教育五拾年史』中編、『佐賀県教育史』全五巻、各学校創立記念史誌、『佐賀県学事年報』、『佐賀県統計書』、『全国 高等女学校・実科高等女学校ニ関スル諸調査』、『全国 実業学校ニ関スル諸調査』、学校所在地市町村史、現在各高等学校要覧、佐賀県師範学校編『佐賀県大観』佐賀県師範学校郷土教育研究会、1933、による。
- (11) 文部省実業学務局編纂『実業教育五十年史 正・続編』昭和11年（復刻 日本図書センター、1981）。

二 節 各女学校の沿革

○学校名 [所在地・ : 設置者・]
 事項 発生の年月 設置開校・変更等の事項
 (西暦年は19を省略) 年限とは修業年限。〈～年〉は県統計書、全国調査書記載年
 [省告] は文部省告示で、番号はその年ごとの通番号

(イ) 高等女学校及び実科高等女学校 (校名は昭和18年の時点)

明治32年 2月勅令31号『高等女学校令』、明治43年10月勅令424号『高等女学校令』中改正、その後の『高等女学校令』改正を経て、昭和18年 1月勅令36号「中等学校令」、同年 3月文部省令3号「高等女学校規程」

- 県立佐賀高等女学校 [所在地・佐賀市赤松町 : 設置者・佐賀県] 〈明治34～昭和13年〉
 - 明治34年(01) 4月 高等女学校令による佐賀県高等女学校設置開校 [省告 8]
 - 明治34年(01) 6月 校名を佐賀県立佐賀高等女学校とする
 - 昭和 2年(27) 3月 学則一部改正により年限5年となる
 - 昭和18年(43) 7月 中等学校令と佐賀県令による学則改正で年限4年となる。
 - 昭和23年(48) 4月～ 新制高等学校発足で佐賀中学校、成美高女と統合し佐賀高等学校となる
- 県立鹿島高等女学校 [所在地・藤津郡鹿島町 : 設置者・佐賀県] 〈明治40～昭和13年〉
 - 明治40年(07) 4月 徒弟学校規程による北鹿島村外四カ村学校組合立鹿島女学校開校、年限3年、[省告64]
 - 明治42年(09) 4月 高等女学校令による鹿島高等女学校に組織変更。年限4年 [省告87,88]
 - 明治44年(11) 3月 組合立を藤津郡立に変更改称 [省告49]
 - 大正 9年(20) 4月 県立に移管し、県立鹿島高等女学校と改称 [省告206]
 - 昭和23年(48) 4月～ 新制高等学校発足で旧鹿島中学校と統合し鹿島高等学校
- 県立唐津高等女学校 [所在地・唐津市唐津町 : 設置者・佐賀県] 〈明治40～昭和13年〉
 - 明治40年(07) 4月 徒弟学校規程による町立唐津女学校開校、年限3年 [省告64]
 - 明治41年(08) 4月 高等女学校令による町立唐津高等女学校に組織変更。年限4年 [省告42、43]
 - 大正 9年(20) 4月 県立に移管し、県立唐津高等女学校と改称 [省告205]
 - 昭和23年(48) 4月～ 新制高等学校発足で唐津第二高、唐津高西校舎、さらに唐津西高等学校
- 県立武雄高等女学校 [所在地・杵島郡武雄町 : 設置者・佐賀県] 〈明治41～昭和13年〉
 - 明治41年(08) 4月 高等女学校令、武雄町外七カ村学校組合立武雄高等女学校開校。年限4年 [省告105]
 - 明治42年(09) 4月 武雄町外七カ村学校組合を武雄町外六カ村学校組合に変更 [省告128]
 - 大正 4年(15) 4月 武雄実科高等女学校に組織変更 [省告39]

- 大正 6年(17) 4月 杵島郡立に移管 [省告155]
 大正 9年(20) 4月 杵島郡立武雄高等女学校に組織変更し再び普通高等女学校 [省告84]
 大正12年(23) 4月 県立に移管し、県立武雄高等女学校と改称 [省告285]
 昭和23年(48) 4月～ 新制高等学校発足で武雄高第二部さらに旧武雄中と統合し武雄高等学校

○県立小城高等女学校 [所在地・小城郡小城町：設置者・佐賀県]

〈明治41～大正 2、大正 3～昭和13年〉

- 明治36年(03) 5月 実業補習学校を創立
 明治41年(08) 4月 小城町外四カ村学校組合立小城女学校開校 (小学校類各種)、本科2年
 大正 3年(14) 4月 高等女学校令、小城実科高等女学校に組織変更、年限4年 [省告42]
 大正10年(21) 4月 学校組合立小城高等女学校に組織変更し普通高等女学校 [省告306]
 大正13年(24) 4月 県立移管し県立小城高等女学校と改称 [省告64]
 昭和23年(48) 4月～ 新制高等学校発足で旧小城中と統合し小城高等学校

○県立鳥栖高等女学校 [所在地・三養基郡鳥栖町：設置者・佐賀県]

〈明治44～大正 2、昭和 2～13年〉

- 明治43年(10) 鳥栖町立鳥栖女学校設置開校 (小学校類各種)、本科2年
 昭和 2年(27) 4月 高等女学校令、鳥栖町外四カ村学校組合立鳥栖高等女学校設置開校 [省告156]
 昭和 4年(29) 4月 県立移管し県立鳥栖高等女学校となる [省告132]
 昭和23年(48) 4月～ 新制高等学校発足で鳥栖高等学校

○県立伊万里高等女学校 [所在地・西松浦郡大坪村：設置者・佐賀県]

〈大正 8～13、昭和 3～13年〉

- 大正 5年(19) 4月 伊万里町立伊万里実科女学校 (小学校類各種) として創立
 大正14年(25) 4月 伊万里外四ヶ村組合立となる。
 昭和 2年(27) 4月 高等女学校令による伊万里実科高等女学校となる。年限4年 [省告147]
 昭和 3年(28) 4月 伊万里高等女学校に組織変更し普通高等女学校となる [省告209]
 昭和 4年(29) 4月 県立移管し県立伊万里高等女学校となる [省告131]
 昭和23年(48) 4月～ 新制高等学校発足で旧伊万里中と統合し伊万里高等学校

○県立神埼高等女学校 [所在地・神埼郡神埼町：設置者・佐賀県] 〈昭和 4～13年〉

- 昭和 4年(29) 4月 高等女学校令による県立神埼高等女学校を設置開校 [省告131]
 昭和23年(48) 4月～ 新制高等学校発足で神埼高等学校

○佐賀市立佐賀成美高等女学校 [所在地・佐賀市赤松町：設置者・佐賀市]

実習、佐賀〈明治24～34年〉、成美女〈明治35～41年〉、成美高女〈明治42～昭和13年〉

- 明治24年(1891)11月 私立実習女学校開校、本科2年
 明治32年(1899) 私立佐賀女学校開校、本科2年
 明治35年(02) 1月 実習女学校と佐賀女学校が合併し私立成美女学校 (高女類各種) 発足、本科3年
 明治42年(09) 4月 高等女学校令、私立成美高等女学校となる。本科4年、技芸科3年 [省告77]

- 大正 9年(20) 3月 佐賀市立に変更、佐賀成美高等女学校と改称 [省告293]
 昭和14年(39) 5月 校名を佐賀市立成美高等女学校と改称 [省告317]
 昭和23年(48) 4月～ 新制高等学校発足で、旧佐賀中学、旧佐賀高女と統合し佐賀高等学校

○私立清和高等女学校 [所在地・佐賀市与賀町：設置者・内田清一]

実科女〈明治44～大正 6年〉、実科高女・清和〈大正 7～昭和13年〉

- 明治44年(11) 4月 私立佐賀実科女学校開校、本科2年、補習科1年
 大正 7年(18) 4月 高等女学校令による私立佐賀実科高等女学校設置開校 [省告64]
 大正13年(24) 4月 普通高等女学校となり清和高等女学校と改称 [省告262]
 昭和15年(40) 2月 設立者を財団法人佐賀高等女学校に変更 [省告141]
 昭和23年(48) 4月～ 新制高等学校発足で清和女子高等学校

○相知村立相知実科高等女学校 [所在地・東松浦郡相知村：設置者・相知村]

実科女〈大正 8～大正12年〉、実科高女〈昭和 2～ 9年〉

- 明治43年(10) 8月 元相知小学校訓導緒方卯十は私費を投じて相知裁縫実習所を設立、年限2年、学科目は修身、礼法、裁縫、手芸、生花、及び割烹
 大正 3年(14) 4月 村立の実業補習学校に変更、村立相知実業補習学校と改称、年限2年、
 大正 8年(19) 4月 実科女学校に変更 (小学校類各種)、相知実科女学校と改称
 大正13年(24) 6月 (実業補習学校規程)、修業年限を4年に延長、学科目を修身、国語、数学、歴史、地理、理科、教育、家事、図画、体操、唱歌、園芸、裁縫、手芸とす。「相知実科女学校学則」
 昭和 2年(27) 4月 高等女学校令による相知村立相知実科高等女学校を設置開校 [省告134]
 昭和 7年(32) 4月 廃校が決まる。昭和10年度限り廃校 [省告38]

(口) 実業学校令による実業学校

- 明治32年 2月勅令29号『実業学校令』、大正 9年12月勅令564号『(改正) 実業学校令』。
 大正10年 1月文部省令 3号「職業学校規程」、同年 1月文部省令 5号「二種以上ノ実業学校ノ学科ヲ置ク学校ニ関スル規程」
 昭和18年 1月勅令36号『中等学校令』、同年 3月文部省令 4号「実業学校規程」

○県立白石高等実業女学校 [所在地・杵島郡六角村：設置者・佐賀県]

実科女〈大正 6～大正15年〉、高等実業女〈昭和 2～15年〉

- 大正 6年(17) 4月 六角村立六角実科女学校開校 (小学校類各種学校)、本科2年
 大正12年(23) 4月 六角村外七ヶ村組合立白石実科女学校となる
 昭和 2年(27) 5月 白石実業女学校設置開校 (職業学校規程)、六角村外八ヶ村学校組合設立、尋常小卒入学・年限4年 [省告236]
 昭和 6年(31) 2月 白石高等実業女学校と改称 [省告31]
 昭和12年(37) 4月 県立に移管し、佐賀県立白石高等実業女学校と改称 [省告142]
 昭和18年(43) 4月 「中等学校令」適用
 昭和21年(46) 4月 県立白石高等女学校と改称

昭和23年(48) 4月 新制高等学校発足で県立白石高等学校

○私立佐賀高等実業女学校〔所在地・佐賀市川原小路→佐賀市与賀町：設置者・中島ヤス〕

裁縫女〈大正12～昭和3年〉、高等裁縫女〈昭和4～15年〉

明治32年頃から 私塾中島裁縫所（裁縫教授所）を設けて女子に裁縫や家事を教える

大正12年(23) 4月 女学校となり佐賀裁縫女学校と命名、

昭和4年(29) 4月 佐賀高等裁縫女学校（職業学校規程）に変更。
高等小第1学年修了入学・本科3年〔省告88〕

昭和6年(31) 4月 入学資格及び修業年限を変更、尋常小卒入学・年限4年〔省告202〕

昭和18年(43) 4月 「中等学校令」適用。佐賀高等実業女学校と改称、商業、簿記、タイプライター等の
学科を加える〔省告497〕

昭和21年(46) 4月 佐賀旭高等女学校と改称

昭和23年(48) 4月 新制高等学校発足で佐賀旭女子高等学校

○鹿島町立鹿島立教実業学校〔所在地・藤津郡鹿島町：設置者・鹿島町〕（女子部設置）

〈昭和3～15年〉

大正15年(26) 3月 実業補習学校規程に基づき修業年限4年の鹿島立教公民学校創立

昭和3年(28) 4月 鹿島鹿島立教実業学校（二種以上の学科並置実業学校の規程）設置開校、尋常小卒
入学・年限4年。農学、商学、女子の各部
女子部は職業学校〔省告210〕

昭和7年(32) 4月 水産学部を設置

昭和18年(43) 4月 「中等学校令」適用。女子実業科を女子商業科と改称

昭和23年(48) 4月 新制高等学校発足で県立鹿島実業高等学校

○私立神陽高等実践女学校〔所在地・神埼郡神埼町：設置者・中島吉郎〕

神陽女〈明治41～昭和3年〉、高等実践女〈昭和4～15年〉

明治41年(08) 中島吉郎は神陽女学校創立、小学校類各種学校、予科1年・本科2年、修身・国語・
算術・家事・裁縫ほか1科目

大正11年(22) 設置者が中島可三に変更

昭和4年(29) 6月 神陽高等実践女学校（職業学校規程）設置開校、中島可三、高等小学校第1学年修
了入学・年限2年。高等小卒または本校予備科で入学し本科1年の場合もある。
〔省告210〕

○多久実業女学校〔所在地・小城郡多久村：設置者・多久村外三ヶ村学校組合〕

実科女〈大正7～昭和3年〉、実業女〈昭和4～7年〉

明治41年(08) 多久村・北多久・南多久・西多久の4ヶ村で組合立多久女子実業補習学校を多久小
小学校内に付設

大正7年(18) 3月 独立校舎を新築し多久実科女学校（小学校類各種学校）と改称
（教育方針は、女子に適切必須なる知識技能を授け、婦徳を涵養すること）

昭和4年(29) 6月 多久実業女学校（職業学校規程）設置開校、高等小卒入学・年限2年〔省告275〕

昭和 7年(32) 4月 多久実業女学校の廃止の文部省告示 [省告104]

(ハ) 各種学校「小学校二類スル」各種学校、「実業補習学校二類スル」各種学校

(1) 実科女学校

私立 神陽女学校・神埼郡神埼町：中島可三 ⇨ 私立神陽高等実践女学校

村立 相知実科女学校：相知村 ⇨ 村立相知実科高等女学校

組合立 伊万里実科女学校：西松浦郡伊万里外四ヶ村組合立 ⇨ 県立伊万里高等女学校

組合立 白石実科女学校：六角村外八ヶ村組合立 ⇨ 県立白石高等実業女学校

○町立有田実科女学校〔所在地・西松浦郡有田町：設置者・有田町〕〈大正 6～昭和 5年〉

明治38年(05) 私立有田白川女子実業補習学校を設立

明治40年(07) 有田町立女子実業補習学校に変更

大正 6年(17) 4月 有田町立有田実科女学校となる

(教育方針 女子に必須の普通教育と裁縫・家事の為の技芸を教授。実習重視)

○町立牛津実科女学校〔所在地・小城郡牛津町：設置者・牛津町〕〈大正 6～昭和 5年〉

明治40年(07) 牛津町立女子実業補習学校を設立

大正 5年(16) 4月 学則を変更し牛津町立牛津実科女学校となる

大正13年(24) 裁縫専攻科を置く。年限本科二年、裁縫専攻科一年。本科入学高等小卒業

(教科目 本科は修身、普通科、理科及び家事、裁縫、手芸、生花、体操及び音楽。裁縫専は修身、裁縫、手芸、家事)

(教育方針 女子に実際適切なる知識技能を授け、婦徳を涵養する)

○村立久保田実科女学校〔所在地・小城郡久保田村：設置者・久保田村〕〈大正 4～昭和 5年〉

大正 4年(15) 4月 久保田実科女学校創立。修業年限は本科2年

大正 5年(20) 4月 学則を変更し、修業年限は本科3年、研究科1年、専修科2年

(教育方針 人倫道德の大意を授け健全なる婦徳を涵養する)

○村立芦刈実科女学校〔所在地・小城郡芦刈村：設置者・芦刈村〕〈大正 8～大正13年〉

大正 5年(16) 3月 女子実業補習学校を芦刈小学校に付設

大正 8年(19) 4月 女子実業補習学校を廃止し芦刈実科女学校と改称

大正15年(26) 4月 家政女学校となる

(教育方針 農村家庭の健全な主婦の養成を主眼とし、公民的教養、裁縫家事を教授、本科は通年制、別科は毎月初めの通学、月に7日以上)

○村立塩田実科女学校〔所在地・藤津郡塩田村：設置者・塩田村〕〈大正13～昭和 4年〉

大正13年 生徒49人、昭和 4年 生徒110人

(2) {実業補習学校二類スル} 各種学校

- 東多久家政女学校〔所在地・小城郡東多久村：設置者・東多久村〕
大正15年(26) 4月 実業補習学校規定により東多久村から設置申請 県指令教第759号で認可
生徒予定数40人〈東多久村役場から設置申請書類 大正15年 3月〉
- 唐津文化女学校〔所在地・東松浦郡唐津町：設置者・唐津町〕〈昭和 3～昭和13年〉
昭和 4年 生徒56人、昭和 8年 生徒35人、昭和11年 生徒22人

(3) 小学校類で職業専修学校的な各種学校

- 裁縫徒弟学校 〔所在地・東松浦郡唐津町：設置者・吉村熊次郎〕〈明治30～明治36年〉
学科 修身、作文、習字、算術、裁縫、実習
- 松浦女学校 〔所在地・東松浦郡伊万里町：設置者・八起伊吉〕〈明治33～明治35年〉
学科 修身、国語、算術ほか三科
- 鹿島裁縫女学院 〔所在地・藤津郡鹿島町：設置者・松尾広〕〈昭和 3～13年〉
本科、速成科、研究科。昭和 8年 生徒48人。
- 武雄育英学校 〔所在地・杵島郡武雄町：設置者・外尾弥右衛門〕〈昭和 2～13年〉
昭和 8年 生徒50人（うち女生徒 1人）
- 鳥栖実業専修学校〔所在地・三養基郡鳥栖町〕〈昭和 3年のみ〉
昭和 3年 生徒57人（うち女生徒22人）
- 佐賀高等女子美髪学校〔所在地・佐賀市：設置者・田口健逸〕 〈昭和 5～ 8年〉
本科、速成科、研究科、専修科。昭和 8年 生徒18人
- 佐賀結髪徒弟学校〔所在地・佐賀市：設置者・西ナオ、小川ハヤ〕〈昭和 5、7～ 9年〉
本科、研究科。昭和 8年 生徒47人
- 佐賀高等簿記学校〔所在地・佐賀市：設置者・小柳啓次郎〕 〈昭和 5～13年〉
昭和 8年 生徒50人（うち女生徒10人）。13年 生徒119人（うち女生徒71人）

表 佐賀県内女学校の学校数、教員数、生徒数

年度、校数、学校名	教員数 (※女性)	生徒数
1912 (明治45・大正元) ○普通高女 5校 県立佐賀、郡立鹿島、町立唐津 組合立武雄、私立成美	人 76	人 1,875
1920 (大正 9) ○普通高女 5校 県立佐賀、県立鹿島、県立唐津、郡立武雄、 市立成美 ○実科高女 2校 組合立小城、私立佐賀	83 18	2,154 442
1923 (大正12) ○小学校類各種学校 11校 私立佐賀裁縫、私立神陽、村立久保田実科 村立芦刈実科、村立多久実科、村立相知実科 町立伊万里実科、町立有田実科、村立白石実科 (1925 村立塩田実科)	61 (※31) (含 兼任) (含 塩田校)	1,323 (含塩田校)
1925 (大正14) ○普通高女 7校 県立佐賀、同鹿島、同唐津、同武雄、市立成美、 県立小城、私立清和	119	3,315
1930 (昭和 5) ○普通・実科高等女学校 県立佐賀、同唐津、同鹿島、同武雄、同小城、 同神埼、同鳥栖、同伊万里 ・市立佐賀成美 ・私立清和 ・村立相知実科 普通・実科高等女 計 11校	<県立8校> 117 32 23 8 180	<県立8校> 3,291 1,019 622 177 5,109
○職業学校 ・白石実業女 ・多久実業女 ・佐賀高等裁縫女 ・神陽高等実践女 ○二種併置実業 ・鹿島立教実業	12 3 12 7 15	210 67 109 121 女子部142
1933 (昭和 8) ○普通高等女学校 10校 (村立相知実科なし、他は昭和5年と同じ) ○職業学校 単独校 3校 併置職業学校 1校	168 (※66) 33 15 (※ 3)	4,561 325 女子部154
1940 (昭和15) ○普通高等女学校 10校 (昭和8年と同じ) ○職業学校 ・白石高等実業女 ・佐賀高等裁縫女 ・神陽高等実践女 ・鹿島立教実業 (女子部) 職業学校計 4校	188 21 26 9 29 85	5,852 416 324 187 207 1,134

(1) 教員数の(※女性)はうち数、年報に記載がある年のみ掲載。

(2) 『佐賀県統計書(学事編)』(各年)、『佐賀県大観』(昭和8年)

『全国高等女学校・実科高等女学校二関スル諸調査』、『全国実業学校二関スル諸調査』による。

【資料1】相知実科高等女学校設置と廃止

国立公文書館蔵（文部省47 3A11-4 -2142『佐賀県 高等女学校設置廃止認可』
第二教育門 を八 「相知実科高等女学校設置」 ）

(1) 相知実科高等女学校設置申請

① 相知実科高等女学校設置につき県知事副申
学第三二一号

昭和二年二月二十六日

佐賀県知事 時永浦三

文部大臣 岡田良平殿

実科高等女学校設置ニ付副申

相知村ヨリ実科高等女学校設置ノ儀ニ付別紙ノ通申請候処右ハ当該地方ノ実況ニ鑑ミ最モ適切ナル施設ト
思料致候殊ニ該校ハ去ル大正八年四月ヨリ小学校令第五条ニ基キ各種学校トシテ同村相知尋常高等小学校
ニ併置シ以来大正十三年六月実業補習学校令ニ依リ組織ヲ変更シ別紙ノ通ノ学則ニテ実科女学校ヲ経営致
居候処本年三月限同校ヲ廃止シテ実科高等女学校ヲ設置スル儀ニシテ校地校舍備品等ハ従来ノ相知実科女
学校ニ使用セシモノヲ充実シ更ニ屋内体操場ハ昭和三年度ニ於テ之ヲ建築スル予定ニテ尚其他ノ設備モ漸
次完備スル見込ミナレハ教育上支障ナキノミナラス小学校教育上ニモ何等差支ヘ無之候又経費維持上ニ関
シテモ別段困難ヲ感スルコト無キモノト相認候条御認可相成候様致度別紙調査書相添此段副申候也

(付箋) 佐賀県進達 告示第一三四号

相知村立相知実科高等女学校設置認可

② 相知村立相知実科高等女学校設置申請
相学第五五号

相知村立相知実科高等女学校設置申請

大正八年四月ヨリ小学校令第五条ニ基キ県知事ノ認可ヲ得テ相知実科女学校ヲ相知尋常高等小学校ニ併置
シ以来大正十三年六月実業補習学校令ニ依リ組織並ニ学則変更ノ認可ヲ得毎年或百名ノ生徒ヲ収容シ地方
ノ状況ニ鑑ミ専ラ家政及女子ニ必須ナル知識技能ヲ授ケ貞淑善良ナル女子ヲ養成スルノ目的ヲ以テ経営致
シ来リ候処社会ノ進運ニ伴ヒ地方文化ノ興望ニヨリ実科高等女学校ニ進ムルノ適當ナルヲ認メ来ル三月三
十一日限り現今ノ相知実科女学校ヲ廃止シ昭和二年度ヨリ高等女学校令並ニ同施行規則ニ基キ相知村立相
知実科高等女学校ヲ相知尋常高等小学校ニ併置致度候条御認可相成度別紙村会議決書写並ニ関係書類相添
此段申請候也

昭和二年一月二十九日

佐賀県東松浦郡相知村長 渡邊東次郎

文部大臣 岡田良平 殿

③ 申請書 具申事項

- | | |
|------------|---------------|
| 一、名 称 | 相知村立相知実科高等女学校 |
| 二、各学科ノ修業年限 | 修業年限四ケ年 |
| 三、各学科ノ生徒定員 | 一学年五十人トシ総数二百人 |

- 四、開校年 月 日 昭和二年四月一日
 五、経費及維持ノ方法 別紙 (略)
 六、設備 屋内体操場ハ昭和三年度ニ於テ建築ヲナス予定
 七、昭和二年四月募集学級並生徒数 (各学年 50名)

④ 申請書 調査事項 (※原文は漢数字)

最近三ケ年間ニ於ケル本村小学校卒業女児童数及其中等学校入学数

年度別	尋 常 科		高 等 科	
	卒業児童数	各中等学校入学数	卒業児童数	各中等学校入学数
大正12年度	215人	5人	63人	9人
大正13年度	191	4	79	12
大正14年度	210	2	83	3

(2) 相知実科高等女学校学則 (一部)

- 第一条 本校ハ女子ニ須要ナル高等普通ノ智識技能ヲ授ケ特ニ国民道德ノ養成ニカメ婦徳ヲ涵養スルヲ以テ目的トス
- 第二条 本校ハ相知村立相知実科高等女学校ト称ス
- 第三条 本校生徒ノ定員ヲ二百名トス
- 第四条 本校ノ修業年限ヲ四ケ年トス
- 第八条 学科目ハ修身、国語、歴史、地理、数学、理科、家事、裁縫、図画、唱歌、実業、体操、教育、手芸トス
- 第九条 授業時数ハ毎週三十時間トス
- 第十条 学科課程及授業時数左表ノ如シ
 但 夏季休業ノ前後ヲ通ジテ二十日以内毎日教授時数二時間以内ヲ減スルコトヲ得
- 第十三条 第一学年入学者ノ資格ハ年齢十二歳以上ニシテ尋常小学校ヲ卒業シタルモノ若クハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノタルベシ
- 第十九条 授業料ハ村税負担者及其ノ子女ハ一人一ケ月金貳円五拾銭、其他ハ一ケ月金參円參拾銭トス

(3) 相知実科高等女学校廃止申請

① 県知事副書 (学第57号・昭和7年2月9日・佐賀県知事早川三郎発)

文部大臣 鳩山 一郎 殿

実科高等女学校廃止ニ付副書

本県東松浦郡相知村立相知実科高等女学校ヲ昭和拾年度三月三十一日限り廃止之儀ニ付別紙之通認可申請致候条取調候処事実同村ハ経済逼迫シテ学校之維持困難ナルノミナラス入学志望者激減シテ設置当初ノ目的ヲ達スルコトヲ得サル状態ニ立致り候為メ昭和七年度ヨリ入学志望者ノ募集ヲ停止シ現在生徒ノ卒業ヲ終ル年度ニ於テ廃止セントスルモノニシテ真ニ不得已モノト認メラレ候条御認可相成度此段及副申候也

追テ御参考迄ニ別紙調書添付致候

学科課程及授業時数表（※毎週授業時数は原文では漢数字）

学年別 学科目	第一学年	毎週 時数	第二学年	毎週 時数	第三学年	毎週 時数	第四学年	毎週 時数
修身	道德ノ要旨、作法	2	同上	2	同上	1	同上	1
国語	読書(4) 作文(1) 習字(1)	6	同上	6	同上	5	同上	5
歴史	日本歴史	1	日本歴史、	1	外国歴史	1	---	
地理	日本地理	1	外国地理	1	地理学通論	1	---	
数学	筆算、珠算	2	同上	2	代数	2	代数、幾何	3
理科及家事	動物、植物、	3	鉱物、生理	3	物理	1	化学	2
					家事	2	家事	2
裁縫	運針、縫方、 裁方、積方	8	同上	8	同上	8	同上	8
図画	写生画、臨画 考案画	1	同上	1	同上	1	---	
唱歌	単音唱歌	1	同上	1	同上並復音唱歌	1	---	
実業	---		---		農業、商業	2	同上	4
体操	教練、体操、 遊戯及競技	3	同上	3	同上	3	同上	3
手芸	編物、袋物	2	同上並刺繍	2	刺繍、造花	2	同上	1
教育	---		---		---		児童心理 教育	1
合計		30		30		30		30

② 相知村長から廃止申請（相学第14号）

相知実科高等女学校廃止之儀ニ付申請

本村相知実科高等女学校ハ高等女学校令施行規則ニ拠リ昭和二年三月二十二日付文部省指令佐普一二号ヲ以テ御認可ヲ得設置経営致来候処今般昭和拾年三月三十一日限り廃校致度候条御認可相成度左記事項ヲ具此段申請候也

昭和七年一月廿三日

佐賀県東松浦郡相知村長 杉元重利（印）

文部大臣 鳩山 一郎 殿

記

一、廃止之事由

近年打続ク財界之不況ハ本村産業之著シ衰微ヲ来シ特ニ本村唯一ノ財源タル相知炭坑ハ事業縮少ニ次ニ縮少ヲ以テシ今や廃坑セントシツヽアリテ村民之疲弊ハ極度ニ達シ村ノ収入八年々非常ナル減少トナリ

多大ノ教育費負担ハ到底村民之堪へ得ル所ニ非ス一方年々通減ノ傾向アル生徒ノ入学減退ハ昭和六年度ニ於テ著シク募集人員五十名ニ対シ辛フシテ三十二名ノ応募者アリシニ過キス更ニ七年度ニ於テハ前年度ノ半数ニモ充タサル状態トナレリ尚在学者ノ中途退学者続出シ現在生徒数僅カニ百五十三名ニ過キス斯クテ授業料ノ減少トナリ女学校教育費ヲ現在ノ状況ノ推移ニ委シテ本校ノ継続経営ハ到底不可能ノ事ニ属ス

一、生徒ノ処分方法

昭和七年四月一日ヨリ昭和十年三月三十一日迄本校ヲ存続シ現在女学校令施行規則ニ依ル実科高等女学校ノ課程ヲ修得セシメ逐年次卒業セシム

相知実科高等女学校生徒数 (昭和6年12月末日現在)		年度別入学状況			
		募集人員	入学志願者数	入学許可者数	
学級数4	生徒数計 153人	昭和2年度	50人	52人	52人
第1学年	31人	同 3年度	50	55	55
第2学年	43	同 4年度	50	57	57
第3学年	42	同 5年度	50	46	46
第4学年	37	同 6年度	50	31	31

備考 昭和七年度ニ於テ若シ生徒ヲ募集スルモノトスレバ極力募集ニ努力スルモノトシテ達シ能ハサルベシ相知校六年度二十四名ノ上級学校志望者アリタルニ本年度ハ十一名、岩屋校ハ六年度七名ナリシニ今年一名、平山、田頭、佐里ヲ通シテ本年度一名アルノミ、和田山校ニ於テモ数名ヲ出デス然シテ之等ノ入学希望者ハ殆ンド唐津ノ女学校ニ入学希望者ノミナリ

【資料2】多久実業女学校設置と廃止

国立公文書館蔵 (文部省47 3A11-14-2775 『佐賀県 職業学校設置廃止認可』)

第二教育門 を十四「多久実業女学校設置」)

(1) 多久実業女学校設置申請

① 多久実業女学校設置につき県知事副申

学第五一五号

昭和四年二月二十八日

佐賀県知事 吉村哲三

文部大臣 勝田主計殿

多久実業女学校設置ニ付副申

佐賀県小城郡多久村外三ヶ村学校組合管理者ヨリ別紙ノ通多久実業女学校設置ニ付認可申請候処同校ハ大正七年度ヨリ小学校ニ類スル各種学校トシテ設置セラレ地方女子ノ為主トシテ家事裁縫等須要ナル教育ヲ施シ来リ候モ現今時勢ノ進運ニ伴ヒ地方文化ノ進展ニ鑑ミ一層其内容ヲ充実シ地方女子ノ向上発展ヲ図ル為昭和四年三月末日限現在ノ多久実科女学校ヲ廃止シ前記ノ多久実業女学校トスルノ儀ニ有之校地校舍其他ノ設備ニ就テハ従来ノ実科女学校ノ分ヲ使用シ逐次備品ノ充実ニ努メ其整備ヲ図ル見込確實ニシテ経費維持ニ関シテモ別段困難ヲ感スルコトナキモノト相認候条御認可相成候様致度此段副申候也

追テ本件ハ生徒募集ノ都合モ有之急ヲ要スル次第付右御合ノ上至急御認可相成候様御配慮相煩度候

尚実科女学校生徒ヲ編入スル場合ハ本県視学官又ハ視学ヲ派遣シ最重監督セシムル予定ニ付併セテ申添候

② 多久村外三ヶ村学校組合管理者から設置許可申請書

多久実業女学校設置ニ付許可申請

大正七年度ヨリ多久村外三ヶ村学校組合ヲ以テ各種学校規定ニ基キ県知事ノ許可ヲ得テ多久実科女学校ヲ設置シ専ラ地方ノ状況ニ鑑ミ家事裁縫等女子ニ必須ナル教育ヲ施シ来リシニ其成績良好ニ赴キツツ有之候処此際時勢ノ進展ニ伴ヒ地方文化ニ鑑ミ女子ニ適切ナル実業上ノ智識技能ヲ授ケ国民生活上須要ナル教育ヲ施シ一層向上発展ヲ謀ル為ニ昭和四年限リ現在ノ多久実科女学校ヲ廃止シテ実業学校令職業学校規程ニ基キ同年四月ヨリ多久実業女学校ヲ設置致度候条御許可相成度組合会ノ決議書写并ニ関係書類相添此段申請候也

昭和四年二月十八日

佐賀県小城郡多久村外三ヶ村学校組合管理者

多久村長 福地省三 (印)

文部大臣 勝田主計殿

③ 関係書類 (一部)

一、名称 多久実業女学校

二、位置 小城郡多久村字唐堀千七百八十四番地五

三、学則 (別紙)

四、生徒定員 百名 各学年共五十名トス

五、開校年月日 昭和四年四月

六、歳入出予算書 (別紙) (略)

七、職員数及俸給額ノ予定 専任校長一名、教諭三名、

俸給額三千二百四十円、平均月額六拾七円五拾銭

八、設置区域内ニ於ケル当該実業ノ情况

当区域内中多久村ノ一部ト北多久村ノ一部ハ商業地ナルモ余ハ大概純農村ニシテ其子弟ノ男子ハ各種中等学校又ハ他ニ就職スルモ女子ニ至リテハ県立高等女学校ハ遠隔ノ地ニ在リテ中流以上ノ子女ニ非サレバ修学スルコト能ハズ其多ハ家庭ニ在リテ裁縫家事ノ実習ヲ受ケントスルモ適當ナル教師ヲ得ス大正七年ヨリ多久村外三ヶ村組合ヲ設ケ各種学校規定ニ基キ多久実科女学校ヲ設立シテ高等小学校卒業生ヲ收容シ修業年限ヲ二ケ年トシ専ラ地方ノ状況ニ鑑ミ家事経営上女子ニ必須ナル教育ヲ施シ来リシニ其成績逐年良好ニ赴キ入学希望者モ激増スルヲ以テ此際時勢ノ進展ニ伴ヒ女子ニ適切ナル実業上ノ智識技能ヲ授ケ国民生活上須要ナル教育ヲ施シ一層向上発展ヲ謀ル為メ実業学校令ニ依リ実業女学校ニ組織ヲ変更スルヲ以テ社会文明ノ進歩ニ適應スル措置ト認ムルニ依リ従来ノ実科女学校ヲ廃止シテ実業女学校ヲ設置スル所以ナリ

九、学校組合同規約 (別紙) (略)

一〇、昭和四年四月募集生徒数

第一学年 五拾名 第二学年 五拾名

募集及編入方法 第一学年ハ新ニ募集シ第二学年ハ元多久実科女学校生徒中ヨリ選抜試験ヲ経テ編入セシメ不合格者ハ第一学年ニ編入シ尚不足ノ分ハ学則第五条第二項ニ依リ一般ヨリ募集確實ナリト認ム

一一、区域内小学教育上支障ナシト認ム

1. 従来多久実科女学校ニ於テモ生徒数九十名内外アリ
2. 区域内高等小学校女子卒業生約一二一名アリ
3. 高等女学校入学志願者ノ収容力不足ノ為メ寧ロ入学難ノ緩和トナル
4. 地方小学教育上支障ヲ生スルコトナシト認ム

一二、旧学則（別紙）

一三、現在実科女学校生徒数

第一学年 四六名、第二学年 四一名、合計八七名

(2) 学校設置申請書更正の上再申請副書（学第515号・昭和4年4月8日）（県知事発）

文部大臣 勝田主計殿

多久実業女学校設置ノ件

昭和四年二月二十八日附学第五一五号ヲ以テ標記ノ件副申致候処同三月二十二日付佐賀第六号ヲ以テ実業学務局長ノ御注意モ有之左記ノ通更正ノ上別冊申請候ニ付御認可相成候様致度此段重ネテ副申候也

記

一、教員組織ニ付キテハ追加更正予算ニ示セル普通学科担当教員三名ヲ増員セルコト

一、教員給ノ増額ハ別冊中ノ陳情書ニ記載シアル如ク止ムヲ得サル事情アリ此際ハ実現困難ト認メラルルヲ以テ昭和五年度ニ於テ之カ増額ヲ適宜実行セシムルコト

一、学科課程中体操科目ヲ加フルコト

一、職員ハ左記ノ通教科目ノ一部ヲ他ノ学校教員ニ囑託スルモ設備ニ関シテハ多久小学校ト併用セス

記

数学 多久小学校教員 園芸 多久公民学校教員 体操 多久小学校教員

(3) 多久実業女学校学則（一部）

第一条 本校ハ実業学校令ニ依ル職業学校規程ニ基キ女子ニ適切ナル実業上ノ知識技能ヲ授ケ併テ婦徳ヲ涵養スルヲ以テ目的トス

第二条 本校ハ多久実業女学校ト称ス

第三条 本校生徒ノ定数ヲ百名トス

第四条 本校修業年限ハ貳ケ年トス

第五条 本校入学資格ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、第一学年ニ入学ナシ得ル者ハ年齢十四歳以上ニシテ高等小学校ヲ卒業シタル者又ハ之レト同等以上ノ学力ヲ有スル者

二、相当年齢ニ達シ相当ノ学力アル者ニ就キ行フ編入試験ニ合格シタル者

第六条 各学年ノ学科課程及毎週教授時数左ノ如シ

第九条 休業日ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、日曜日、大祭祝日、地久節、産土祭

二、夏期休業 自七月二十一日 至八月三十一日

三、冬期休業 自十二月二十六日 至翌年一月七日

各学年の学科課程及び毎週教授時間数（※原文は漢数字）

教科目	学年	毎週教授 時数	第一学年	毎週教授 時数	第二学年
修身		2	人倫道德ノ要旨及作法	2	同上
国語		3	講読 作文	3	同上
数学		2	筆算 珠算	2	同上
家事		2	家事ノ理論及実習	2	同上
裁縫		22	基礎的技術ノ練習 普通衣ノ裁方・縫方・繕方	22	同上
手芸		2	編物、造花、袋物	2	同上
園芸		1	普通畑作物栽培法ノ理論及実習	1	同上
体操		2	普通体操、遊戯	2	同上
計		36		36	

四、学年末休業 七日間

五、農繁期休業 自六月二十四日 至六月三十日 七日間

第十九条 授業料ハ八月ヲ除キ一ヶ月金貳円五拾銭トシ毎月十五日迄ニ納入スベシ

第二十条 病気其他ノ事故ニ依リ全月欠席シタル者ハ其期間授業料ヲ徴取セス

② 参考文書 多久村外三箇村組合立多久実科女学校学則（一部抜粋）

第一条 本校ハ女子ニ適切必須ナル智識技能ヲ授ケ婦徳ヲ涵養スルヲ以テ目的トス

第二条 本校ノ修業年限ハ二箇年トス

第三条 本校生徒ノ定員ヲ壹百名トス

第五条 毎週ノ教授時数ハ三十五時間以内トス

第七条 本校教科目ハ修身、国語、算術、体操、裁縫、家事、手芸、園芸ノ八科目トス

第九条 教授課程及毎週教授時数左ノ如シ（概略）（1年次時数/2年次時数 教授内容）

修身（1/1 人倫道德ノ要旨及作法）、国語（4/4 講読、作文、習字）、算術（2/2 整数、小数、分数、四則、比例）、体操（1/1 普通体操、遊戯）、裁縫（21/21 基礎的技術ノ練習、普通衣ノ裁方・縫方・繕方）、家事（3/3 衣食住、割烹、看護）、手芸（2/2 編物、造花、刺繍）、園芸（1/1 普通畑作物）、計（35/35）

第十一条 本校入学者ノ資格ハ年齢十三歳以上ニシテ高等小学校卒業若シクハ之ト同等以上ノ学カヲ有スル女子ニシテ品行端正ノ者ニ付入学試験ヲ行ヒ之ヲ選定ス

第十六条 授業料ハ毎月十五日迄ニ金壹円五拾銭ヲ納ムヘシ

(4) 多久実業女学校廃止申請

① 県知事副申（学第383号・昭和7年3月23日・県知事発）

文部大臣 鳩山一郎殿

多久実業女学校廃止ニ関スル件

管下小城郡多久村外三ヶ村学校組合管理者ヨリ同組合立多久実業女学校廃止ノ件ニ関シ今般別紙ノ通認可申請候ニ付取調候処事実入学生ノ減少、組合各村ノ財政逼迫ノ為メ学校ノ維持経営困難ナルノミナラス同組合関係各村ハ全部純農村ナル為メ現在ノ経済界不況ニ依ル産業不振ノ為メ農家ノ生計ハ益々困窮ニ陥リツヽアルノ状態ニテ極力入学生ノ募集ニ努ムルトモ定員ノ半数ニ満ツルコトモ甚々難事トスル処ニシテ斯クテハ設置当初ノ目的ヲ達スルコトヲ得サル状況ニ立致リ候為メ昭和七年度ヨリ入学志望者ノ募集ヲ停止シ現在生徒ノ卒業ヲ終ル年度乃チ昭和八年三月三十一日ヲ以テ廃止セントスルモノニシテ真ニ不得已モノト認メラレ候条至急御認可相成候様致度此段及副申候也

追而御参考迄ニ別紙調書添付候也

② 多久村外三ヶ村学校組合から申請（一部）

（多女学第1号・昭和7年3月2日・学校組合管理者多久村長発）

文部大臣 鳩山一郎殿

多久実業女学校廃止ノ儀ニ付申請

本組合立多久実業女学校ハ昭和四年五月二十九日実業学校令ニ依リ設置ノ認可ヲ受ケ経営致シ来リ候処左記理由ニ依リ昭和八年三月三十一日限り廃校致度候ニ付別紙書類ヲ具シ此段申請候也

理由

本校創立当時ハ女子教育向上ノ必要ヲ認メ一般入学生徒モ相当多ク経営上余リ支障ヲ来タサザリシガ今日ニ至リ其後益々経済界ノ不況ニヨリ産業ノ不振ト共ニ地方財界困憊ノ極ニ達シ如何ニ入学生ノ募集ニ手ヲ尽スモ甚ダ減少シ組合ノ内ニヶ村ノ如キハ三名乃至四名ニテ七年度ノ入学予想数モ二名宛位ニ過ギスシテ経営上困難ヲ極メ自然廃校ノ建議案ヲ見ルニ至ル是レ農村ノ不振ニ依ルト雖モ一面ニ交通ノ便日ニ進ミ鉄道等ノ通学ニ依リ高等ノ教育ヲ受クルヲ得亦ター方ニハ各村補習教育ノ進展ト共ニ之等仲間の学校ノ入学生減少スルニ至ルハ亦已ムヲ得ザル事情ト推定ス依テ今後少数学生ノ為メ多額ノ負担ヲ受クルハ組合村ノ実情ニ微シ忍ビサル処ニテ乍遺憾之レヲ廃止スルノ已ムナキニ至レル所以ナリ

設置以来学年別生徒数表

設置以来入学状況調

年度別	1 学年	2 学年	計	募集人員	入学志願者数	入学許可者数	備考
昭和4年度	37人	46人	83人	50人	37人	37人	
昭和5年度	33	37	69	50	33	33	
昭和6年度	35	26	61	50	35	35	
昭和7年度				25	25	25	(見込数ヲ記入ス)

村民ノ担税能力ノ實際

村民ノ担税能力ハ農村疲弊ノ為メ年々減退シ特ニ昨年度ノ如キハ深刻ナル不景氣ト農産物ノ価格暴落ノ為メ一大危機ニ頻シ経済力極度ニ萎縮シタルヲ以テ負担軽減ノ為メ種々方策ヲ講シ戸数割ノ如キハ三割乃至五割ヲ減額シタルモ尚滞納者ヲ生スル現況ナリ本年ニ至リ米価ハ多少騰貴シタルモ農家ノ大半ハ騰貴以前ニ於テ売却シテ其利益ニ浴セズ収穫減ト諸物価騰貴ノ為メ却テ生活上恐威ヲ感スルニ至リ實際ニ於テ担税能力微弱ナリ